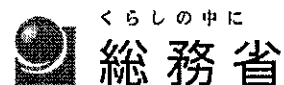


報道資料

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

平成 28 年 3 月 28 日

公共事業に係る政策評価の点検結果 (平成 27 年度)

総務省では、各府省が実施した個々の公共事業に係る政策評価について、平成 27 年度の点検結果を取りまとめましたので、公表します。

(連絡先)

総務省行政評価局

政策評価課客観性担保評価推進室

担当：佐々木、大浦

電話：03-5253-5462（直 通）

FAX：03-5253-5443

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/torikumi.html)

公共事業に係る政策評価の点検結果 (平成27年度)

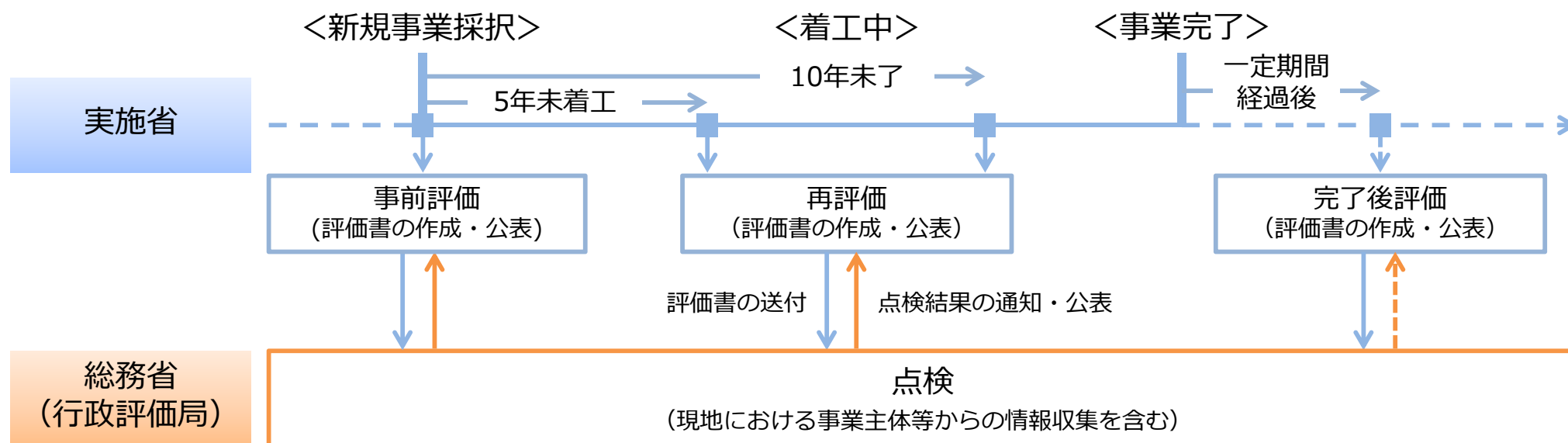
平成28年3月

総務省行政評価局

公共事業評価・点検の仕組み

- 公共事業の実施省は、事業区分ごとに作成した評価マニュアルに基づき、政策評価を実施
[実施省] 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省
[対 象] 事前評価：新規事業（10億円以上は義務付け）の採択時に行うもの
事後評価：5年経過して未着工の事業、10年経過して継続中の事業（再評価）等
[評価手法] 公共事業評価は、一般的に費用便益比による費用便益分析（注）を実施
（注）事業の実施によって発生する社会的便益及び社会的費用を全て貨幣価値に置き換え、費用と便益の比率を用いて事業の投資効率性を判断するもの
- 総務省は、実施省による評価が客観的かつ厳格に実施されているか点検
- 点検の結果、課題がみられる場合、評価のやり直しや評価マニュアルの改定等の改善を実施省に対し通知（要請）するとともに、公表

【公共事業評価・点検の主な流れ】



平成27年度点検結果の概要

➤ 点検の対象は、3省における7事業区分の33評価書（事前評価15、再評価18）（注1）

（注1）平成26年9月から27年4月までに総務省に提出され、下記観点に該当する7事業区分の106評価書から抽出

【今年度の特徴】

- ・ 3つの観点を設定し、事業区分や評価書を絞り込み点検（重点化）
 - 観点① 複数の事業区分で計上されている同種の便益（環境に関する便益）等の算定方法
 - 観点② 需要予測の方法
 - 観点③ 評価書上の便益（効果）と事業計画との関係
- ・ 行政評価局の現地調査機能（注2）及び学識経験者の知見を活用

（注2）管区行政評価（支）局：北海道、東北、中部、近畿、中国四国、四国、九州

➤ 点検の結果、個別の評価に係る指摘 8件（評価のやり直し等） 事業区分等に共通する指摘 13件（評価マニュアルの改定等）

◇ 個別の評価に係る指摘

実施省	事業区分	点検対象	個別指摘
厚生労働省	i) 水道水源開発等施設整備事業	15	3〔事例1〕
	ii) 簡易水道等施設整備事業	3	2〔事例2〕
農林水産省	iii) 農業競争力強化基盤整備事業	3	—
	iv) 農業水利施設保全合理化事業	1	—
国土交通省	v) 河川事業	6	—
	vi) 港湾整備事業	1	—
	vii) 都市・幹線鉄道整備事業	4	3〔事例3〕
合 計	7事業区分	33件	8件

◇ 事業区分等に共通する指摘

指摘の類型	件数
・ 評価マニュアルの改定	5
・ 最新の知見や事例の蓄積等を踏まえた評価手法の検討	4〔事例4〕
・ 運用改善（事業主体への周知徹底等）	3
・ その他	1
合 計	13件

（注）「指摘の類型」は複数又は単一の事業区分に係るもの

（注）「事業区分」の i)、ii) 及び vii) は観点②を、「事業区分」の iii)～vi) は観点①をそれぞれ中心に点検。観点③は全ての点検に共通

白川第3送水管新設事業

(事業主体：札幌市) [厚生労働省] <再評価>

(事業概要) 送水管路の二重化・耐震化、災害時における給水拠点としての利用を図るため、既設の送水ルートに加え、新たに貯留機能を備えた送水管整備を行う。

(事業期間) 平成15年度～30年度

(総事業費) 256億円

(B / C) 1.43 (便益：571億円、費用：399億円)

大容量送水管整備事業

(事業主体：大阪広域水道企業団) [厚生労働省] <再評価>

(事業概要) 緊急時に対応するため、貯留機能とバックアップ機能を合わせ持つ大容量送水管の整備を行う。

(事業期間) 平成17年度～31年度

(総事業費) 825億円

(B / C) 7.75 (便益：9,767億円、費用：1,260億円)

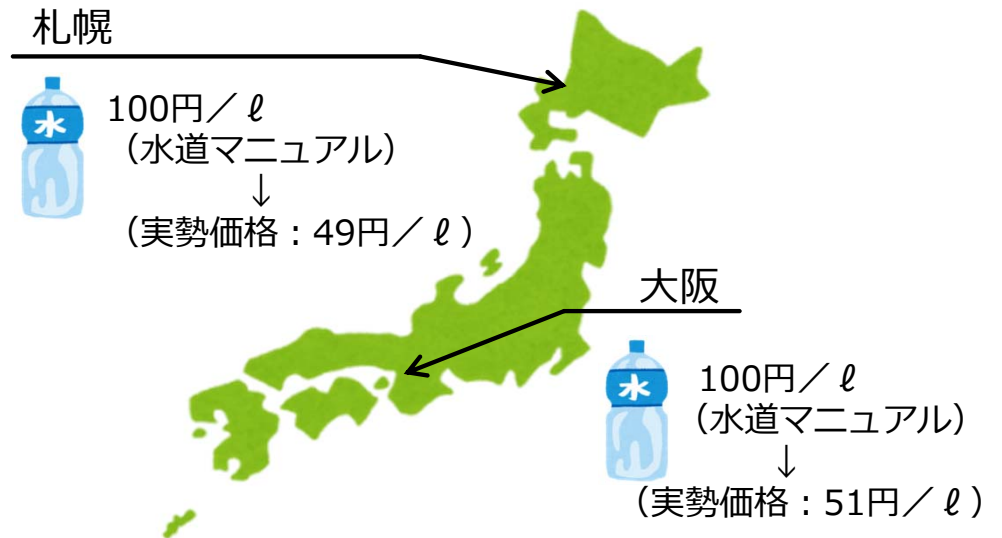
(点検結果の概要)

- 本2事業の評価では、水道マニュアル（平成23年7月改定）に基づき、回避支出法（注1）を用いて、ボトルドウォーターの購入費用を基に便益を算定
- 水道マニュアルでは、ボトルドウォーターの単価は、原則として地域の事情等を踏まえて独自に設定するよう記載
しかし、本2事業のボトルドウォーターの単価は、地域の実勢価格（注2）ではなく、水道マニュアルに例示されている100円/ℓをそのまま用いているため、便益が過大

(注1) 家計等の需要者が災害により水道が使用できない事態を回避するために支出する費用を価値とみなす方法

(注2) 例えば、「小売物価統計調査年報」（総務省統計局）の価格から消費税相当額を除いて算定したもの

ボトルドウォーターの単価の設定状況



【総務省の指摘】

厚生労働省は、費用便益分析の的確な実施を図る観点から、本2事業について地域の実勢価格を参考にしたボトルドウォーターの単価で評価をやり直すとともに、事業主体に対し地域の実勢価格を参考に単価を設定するよう周知し、次回の水道マニュアルの改定時に改善策を盛り込むことを検討することが必要

<事例2>便益の発現に必要な費用が計上されていないもの

閉山炭鉱水道施設

(事業主体：大牟田市)〔厚生労働省〕<再評価>
(事業概要) 市の水道と三池炭鉱専用水道の一元化により、水道水の安定供給を図る。
(事業期間) 平成10年度～30年度
(総事業費) 67.5億円
(B / C) 47.52 (便益：13,413億円、費用：282億円)

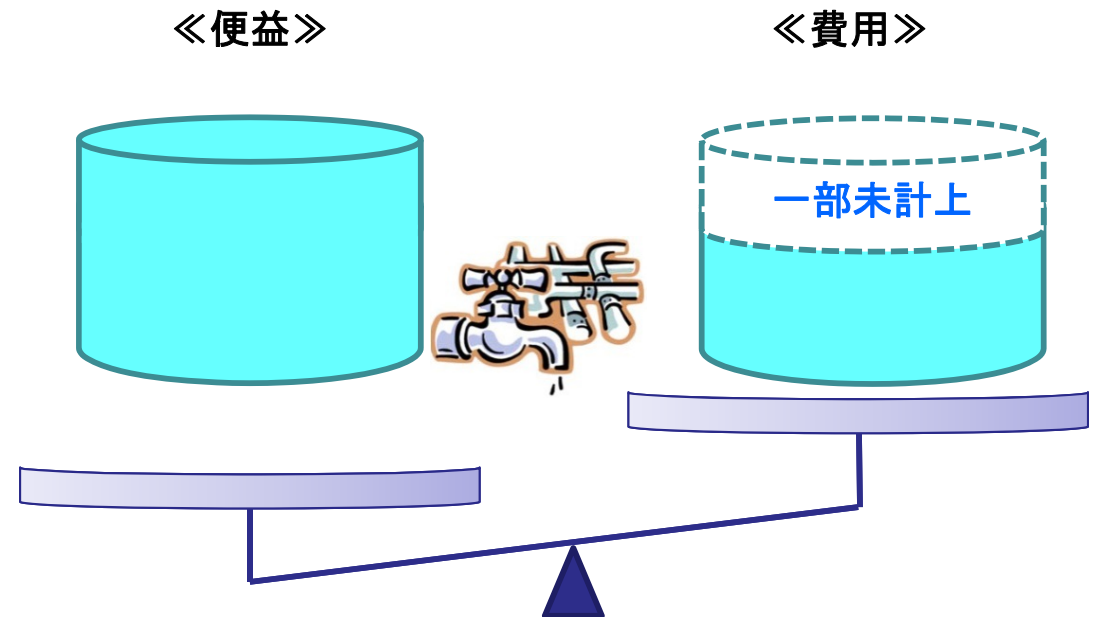
閉山炭鉱水道施設

(事業主体：荒尾市)〔厚生労働省〕<再評価>
(事業概要) 市の水道と三池炭鉱専用水道の一元化により、水道水の安定供給を図る。
(事業期間) 平成11年度～30年度
(総事業費) 60.4億円
(B / C) 15.71 (便益：2,204億円、費用：140億円)

(点検結果の概要)

- 費用便益分析においては、便益の発現に必要な費用(総事業費、維持管理費等)は全て計上することが必要(水道マニュアル)
- しかし、本2事業の評価では、便益(注)の発現に必要な以下の費用が未計上であり、費用と便益が不整合
 - ・ 関連事業(水道水源開発等施設整備)の事業費
 - ・ 一部施設の維持管理費

(注) 減・断水被害の減少便益：事業の実施(水源の確保等)により減少すると考えられる渇水による減・断水被害額



【総務省の指摘】

厚生労働省は、費用便益分析の的確な実施を図る観点から、便益の発現に必要な費用を全て計上するなど評価をやり直すことが必要

都市・幹線鉄道整備事業（事業主体：あいの風とやま鉄道株式会社）〔国土交通省〕<事前評価>

（事業概要）土地区画整理事業及び都市計画道路新設と併せて、今後市街化区域の拡大による人口増加が見込まれる地域に新駅を設置し、あいの風とやま鉄道線の利便性の向上と利用者の増加により、駅周辺地域の活性化を図る。

（事業期間）平成27年度～29年度

（総事業費）8.0億円

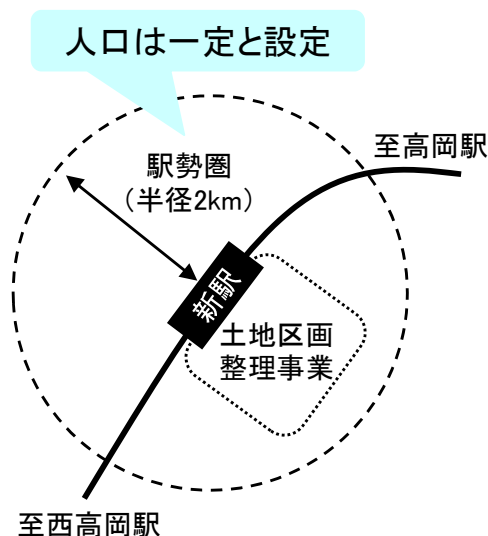
（B／C）計算期間30年：1.18（便益：7.7億円、費用：6.5億円）

計算期間50年：1.46（便益：9.5億円、費用：6.5億円）

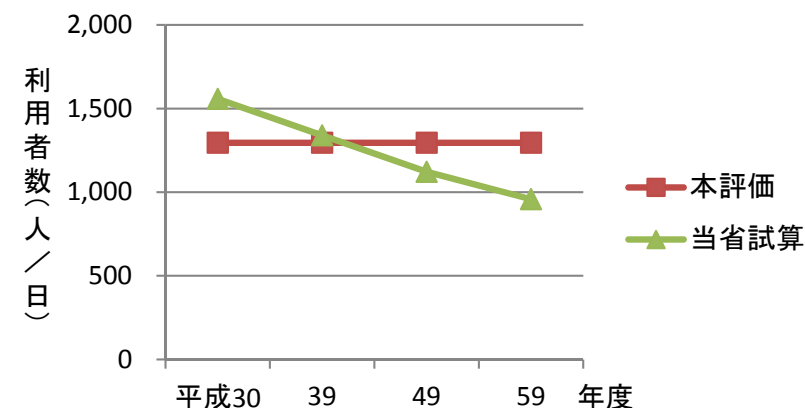
（点検結果の概要）

- 本事業の評価では、富山県の調査報告書（注）を基に、開業年度の平成30年度における新駅の利用者数を1,296人／日と推計しているが、開業後の利用者数については、便益の計算期間中（30年及び50年間）一定と設定し、利用者便益を算定
- しかし、同調査報告書では、新駅の利用者数は、将来の駅勢圏人口の減少に伴い、土地区画整理事業により見込まれる需要を含めても、減少傾向と推計されているものの、当該推計を未活用

（注）「並行在来線新駅設置可能性調査報告書」（平成24年3月）



➤ 同調査報告書に基づく当省の試算
開業30年目の平成59年度における新駅の利用者数は、本評価の約7割まで減少（26.1%減）



【総務省の指摘】

国土交通省は、需要予測の的確な実施を図る観点から、鉄道マニュアルに基づき、当該地域における将来の人口減少等による需要量の変動を将来時点の便益算定に適切に反映させるなど、評価をやり直すことが必要

農業競争力強化基盤整備事業、河川事業、港湾整備事業（TCMにおける時間価値の算定方法の取扱い）
〔農林水産省、国土交通省〕

（制度の概要）TCM（旅行費用法）は、景観を含む環境資源やレクリエーション施設等を訪れる訪問者と、訪問者が支払う（又は支払う意思のある）旅行費用の関係から利用価値を評価する手法。このうち、旅行費用の算定に当たっては、一般的に、現金給与総額を総実労働時間で除して算定した就業者1人当たりの時間価値が用いられている。

（点検対象）6地区（農業競争力強化基盤整備事業：1地区、河川事業：4地区、港湾整備事業：1地区）

（点検結果の概要）

- 3事業区分6地区の評価では、いずれもTCMを用いてレクリエーション活動等により発現する効果を便益として算定
- これらTCMにおける時間価値の算定方法をみると、全ての事業区分で「毎月勤労統計調査（厚生労働省）」を基に算定しているが、事業区分や地区によっては、一定の係数（1/3又は1/4）や就業率が乗じられており、算定方法が区々。また、係数や就業率については、いずれの評価マニュアルにも記載されていない状況
- しかし、これらの時間価値は、便益算定に影響を与えるものであることから、最新の知見や事例の蓄積を図りながら、事業の効果に見合ったものとする必要がある

事業名 (地区数)	農業競争力強化 基盤整備事業 (1地区)	河川事業 (4地区)	港湾整備事業 (1地区)
整備内容	 地下ダム整備	 水辺整備	 緑地整備
＜時間価値の算定に当たっての係数又は就業率の活用状況＞			
係数	—	1/3(1地区) 1/4(1地区) — (2地区)	1/3
就業率	—	○ (2地区) — (2地区)	—



【総務省の指摘】

農林水産省及び国土交通省は、TCMを用いた費用便益分析のよりの的確な実施を図る観点から、最新の知見や事例の蓄積を踏まえつつ、事業の効果に見合った時間価値の算定方法について検討することが必要



(参考) 平成26年度点検結果のフォローアップ状況

報告書 53ページ

【平成26年度点検結果（平成27年4月27日通知・公表）】

➤点検対象：15事業区分、58評価書

➤指摘件数：（個別の評価書に係る指摘）18評価書

（事業区分ごとに共通する指摘）7事業区分15件

◇ 点検における指摘に対する各省の対応状況

実施省	事業区分	各省の対応		
		個別の評価書に係る指摘（18評価書）	事業区分ごとに共通する指摘（15件）	
		評価書の修正	評価マニュアル等の改定等（8件）	運用の徹底（7件）
農林水産省	直轄海岸保全施設整備事業	—	—	対応中 3
	水産物供給基盤整備事業	修正済 4	—	対応済 2
	水産資源環境整備事業	修正済 4	—	対応済 1
経済産業省	工業用水道事業	修正済 4	対応済 2	—
国土交通省	港湾整備事業	修正済 1	対応中 1	—
	住宅市街地総合整備事業	修正済 4	対応済 4	—
	都市公園事業	修正済 1	対応中 1	対応中 1

（注）「—」は、点検の結果、指摘がなかったもの